

穴栗市消費者協会だより

令和2年度

第4号

【10月発行】

「資産運用」と「相続」のセミナーが開催されました

「資産運用」と言えば耳にしたことがある言葉ですが、投資と聞くとリスクが心配で金融商品を購入しなかったのが参考になりました。

「相続」については基礎控除の改定が行われ、その変更点を学びました。一度聞いただけでは理解できないところもありましたが、その内容の一部をお伝えします。金融商品の取引は、悪質な儲け話によるトラブルもあります。購入される場合は、信頼のおける専門家とご相談ください。

日本の将来

- ・65歳の人の平均余命は（男性：約19年 女性：約24年）と伸びている
- ・少子高齢化により年金受給世代が増加し、制度を支える現役世代が減少
- ・預貯金の金利上昇は期待できず、生活コストは上昇（老後資金の不足）

資産運用とは

- ・お金を増やし続ける行為
- ・投資とは、時間をかけて「お金を育てる」こと
- ・現状の預金金利がほとんど上昇せず、物価が年平均2%上昇し続けると、30年で貨幣価値は約半分になる。（インフレ）
- ・預貯金のみでは老後が不安なので、長期的な資産形成に投資する
- ・株式、債券の運用



資産運用の3原則

- ①長期運用（最低7年～10年・複利の効果）
- ②投資対象の分散（日本株だけでなくいくつかの資産に分散投資）
分散投資をすることで値段の振れ幅（リスク）が大幅に減少
- ③時間の分散（投資期間を長くすることで1年あたりのリスクを減少）

投資信託(ファンド)

- ・少ない金額で投資が可能（1万円程度から）
- ・様々な投資対象に投資が可能
- ・分散投資により、リスクの低減が可能
- ・投資の専門家が運用



相続税改正のポイント

相続財産 － 基礎控除 ＝ 課税財産 × 税率（額により税率が異なる）

基礎控除：3,000万円 ＋（600万円 × 法定相続人の数）

例）法定相続人が2人の場合

3,000万円 ＋（600万円 × 2人）＝ 4,200万円

相続財産が4,200万円を超えていれば、相続税がかかります

3つの相続対策

遺産分割対策：「相続」を「争族」にしないため誰にどの財産（預貯金・土地・有価証券・不動産）を残すのかをあらかじめ分割準備をしておく

納税資金対策：相続財産の約40％は不動産（家や土地）
分割しやすい現金で納税準備をしておく



相続財産圧縮対策：平成30年度に亡くなられた方のうち相続税が発生したのは全体の8.5%
資産の種類で評価額が異なる。どのような形で資産を残すかで相続税額も大きく変わる

もめない相続対策

遺言の活用：自筆証書遺言 公正証書遺言 秘密証書遺言

任意後見契約の活用（認知症等で判断力がおとろえるか、判断力はあるが身体的におとろえる場合）
任意後見制度 法定後見制度 委任契約

生命保険の活用：財産分割でもめない（受取人が決まっている）
死亡保険金には非課税枠がある
相続発生後すぐに現金化できる
何歳でも加入できる
贈与に適している



研修旅行について

毎年、開催している研修旅行ですが、コロナ感染症の影響で予定していた施設が見学中止になっていたり、観光バスや旅行先での乗り物が運行見合わせや密の状態になってしまうこと。また、今後、流行の懸念があることなどから今年の旅行は中止することにしました。ご理解よろしくお願い致します。